

免責規定……下記に該当する場合は補償金をお支払いできません。

動産補償（レンタルアイテム自体損害）

(1)免責（補償対象外）当社は次に掲げる損害に対しては補償金を支払いません。

- ① 故意または重大な過失に起因する損害
- ② 貸出機械の目的外使用並びに無理・乱暴な使用に起因する損害
- ③ 運転資格の無い者に起因する損害（資格一覧表参照）
- ④ 補償目的に加工を施した部位の損害
- ⑤ 補償目的の点検・修理・清掃等の作業中の損害
- ⑥ 消耗・さび・かび・変質・変色・かし・その他類似の事由による損害
- ⑦ 故障による損害
- ⑧ あらかじめ損害予測の高い現場（解体工事・トンネル・地下工事・砕石現場・船上作業・その類）での損害
- ⑨ 詐欺・横領・置き忘れ・紛失に起因する損害
- ⑩ 差押え・収用・没収・破壊・公権力の行史に起因する損害
- ⑪ 地震・噴火・津波に起因する損害
- ⑫ 戦争・内乱・暴動・変乱・核燃料による損害
- ⑬ 補償料の領収のないお客様における損害

(2)免責（補償対象外）当社は次に掲げる損害に対しては補償金を支払いません

- ① 補償目的の事故に伴う代車・休車等の間接損害
- ② 電気的事故・機械的事故に起因する損害

(3)免責（補償対象外）当社は補償目的のうち、次の部分の単独損害に対しては補償金を支払いません。

- ① ドロップハンマ、スチムハンマ、エアハンマ、ディーゼルハンマ、パイルドライバー、プレート、ライン、ドリル、バケット
ケーシングチューブ 等、準じた部品
- ② 刃、つめ、フォーク等、準じた商品
- ③ ベルト類、ワイヤーロープ、チェーン類、ゴムタイヤ、ゴムキャタ、キャタピラ類、コンクリート部、ガラス、管球類等、準じた商品
- ④ 工具類、潤滑油、触媒等の運転用資材、接地部品

対人・対物賠償補償（自走式機械賠償補償）

(1)免責（補償対象外）当社は次に掲げる損害に対しては補償金を支払いません。

- ① 戦争・内乱・暴動・変乱・核燃料によって生ずる損害
- ② 被保険者の故意によって生ずる損害
- ③ 地震・噴火・津波・洪水等の天災によって生ずる損害
- ④ 補償料の領収のない顧客における損害

(2)免責（補償対象外）当社は次に掲げる損害に対しては補償金を支払いません。

- ① 被補償者または事故当事者と死傷した被害者が同じ勤務社内（派遣社員・パートを含む）および下請会社等の時
- ② 被補償者または事故当事者の管理下にある財物が被害にあった時
- ③ 対人事故において警察に未届けの時
- ④ 公道走行中の事故の時
- ⑤ 振動による事故及び土地・地盤・地下水に関する事故の発生の時
- ⑥ 騒音・ほこり・排気・排水による事故発生の時
- ⑦ 第三者（被害者）の財物の使用不能損害に基く間接損害が発生した時
(但し、第三者財物が車両の場合の代車・休車は補償対象とすることができます。)
- ⑧ 河川・海・湖沼等の公共水域への環境汚染等

追記 上記以外の場合、損害保険会社該当保険約款並びに特約条項の規定を準用します。

自己負担（免責金）について ※前記自己負担（免責金）は基本ご負担金です

- ① 免責金は1事故10万円となりますが、損害額が100万円を超える場合は損害額の20%をご負担いただきます。
- ② 水害（融雪、土砂崩れ等）の場合の免責金は1台につき20万円となりますが、損害額が100万円を超える場合は損害額の20%をご負担いただきます。
- ③ 盗難損害の場合は損害額の20%~50%をご負担いただきます。
- ④ 損害の状況・内容に応じて上記金額にとらわれず損害額20%~80%の免責金をご負担いただく場合があります。